

香川県農畜水産業者未来チャレンジ支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 香川県農畜水産業者未来チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）

は、県内の農畜水産事業者が、物価高騰等による影響を乗り越えるため、創意工夫を凝らして取り組む成長力の強化や生産性の向上につながる設備投資に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、県内農畜水産事業者を支援することを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「農畜水産事業者」とは、県内に本社若しくは主たる事務所又は農場を有する法人、任意組織又は県内に住所若しくは農場を有する個人事業者で、今後も事業を継続する意思があるものをいい、次の要件を満たす、「農業者」、「畜産事業者」及び「水産事業者」をいう。

ア 「農業者」は、農業を営むものであって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち同条第3項の地図に位置づけられること又は位置づけられることが確実と見込まれること。

イ 「畜産事業者」は、申請時点で県内に農場があり、家畜や畜産物を販売する目的で、家畜の飼養を業として行っていると認められること。

ウ 「水産事業者」は、漁業及び養殖業を営む者もしくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合等（漁場環境観測を行う者に限る。）と認められること。

(2) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、農畜水産事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者（法人又は任意組織にあっては構成員を含む）は除く。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(3) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

- (5) 政党その他の政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）
- (7) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助事業）

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、複数の事業に申請することはできない。

ただし、補助金の総額が下記（1）及び（3）の事業にあっては300万円以上、

（2）の事業にあっては150万円以上でなければならない。

- (1) (農業) 作物の生産性・品質の向上や作業の効率化・省力化など農業経営の継続・発展に資する設備投資事業
- (2) (畜産業) 光熱水費の高騰対策として、再生可能エネルギー設備機器や、暑熱対策に必要な水源の確保のための設備等の導入事業
- (3) (水産業) 業態転換やスマート化、環境負荷低減等、先進的な取組みや持続可能な漁業・養殖生産に資する事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業を実施するために必要な経費であり、その範囲は別表のとおりとし、新品又は新設に限る。ただし、経常的な経費、租税等法令上支払うべき経費、その他補助事業の目的に合致しない経費並びに消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

（補助額の算出方法等）

第6条 補助額は、補助事業について別表の補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付等の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様

式3)により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、物価高騰等の影響を鑑み、令和7年10月1日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。
- 4 補助金の対象とすることができる事業実施期間は、令和9年1月5日までとする。

(暴力団排除)

第9条 補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）が、第3条第1号に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- 2 知事は、必要に応じ、申請者が第3条第1号に該当するか否かを香川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を香川県警察本部長に提供するときは、香川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請の取下げができる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(補助事業の内容等の変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の主たる内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合（ただし、整備しようとする設備等の変更を除く。）
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超えて変更する場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金変更承認通知書（様式5）により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金変更交付決定通知書（様式6）により通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止・廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金中止（廃止）承認通知書（様式8）によ

り通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）のものを除く）に当たり、県又は国から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができます。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県又は国からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託して実施する場合であっても同様に取り扱うものとする。

(遅延の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金遅延等報告書（様式9）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助金遂行状況報告書（様式10）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式11）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第8条第3項の規定により実施した事業にあっては、交付決定後、速やかに提出しなければならない。

(1) 補助事業報告書

(2) 収支を証する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申

請者に対し、補正を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式12）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第18条 補助金は精算払いとする。

2 精算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受理した後に、請求書（様式13）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第12条第1項の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項又は第11条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。
- (5) 補助金を補助の目的外に使用したとき。
- (6) 補助事業者が、第9条第1項に該当する場合。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられたときは、第1項第3号又は第4号に該当する場合を除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式14）を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加

価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 3 規則第 22 条第 2 項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式 15）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（産業財産権等に関する報告）

第 21 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権、育成者権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した補助金産業財産権等取得等届出書（様式 16）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第 22 条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

（情報管理及び秘密保持）

第 23 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の整備)

- 第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該書類を引き継がなければならない。

(検査)

第25条 知事は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。

別表

対象事業者	対象事業	補助率	補助上限額	補助対象経費
第 2 条 （1）アを満たす農業者	第 4 条 （1）の事業	補助対象経費の 3/4 以内	2,000 万円 (300 万円を下限とする)	営農用機械・器具本体、アタッチメント等、栽培又は育苗施設、集出荷機械・器具、有機物供給施設・機械
第 2 条 （1）イを満たす畜産事業者	第 4 条 （2）の事業	補助対象経費の 3/4 以内	750 万円 (150 万円を下限とする)	太陽光発電システム関連機器・設備、水道整備、井戸設置等
第 2 条 （1）ウを満たす水産事業者	第 4 条 （3）の事業	補助対象経費の 3/4 以内	2,000 万円 (300 万円を下限とする)	漁業・養殖資機材、環境観測機器、飼育管理機器、集出荷機械・器具、総トン数 5 トン未満の漁船用の省エネルギー性能に優れたエンジン